

学校における集団感染のリスクへの対応

「新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応した学校運営ガイドライン」

令和3年11月19日改訂

松本市教育委員会

松本市内の小中学校は、感染リスクを低減させつつ、可能な限り授業や部活動、各種行事等の教育活動を行い、子どもの学びを最大限保障することを継続して最重要項目とします。

この方針の下で、各学校においては、以下に掲げるガイドライン及び「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（文部科学省 2020. 12. 3Ver. 5）及び「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」（文部科学省 2021. 2. 19）」を踏まえて教育活動を進めるものとします。また、本ガイドラインは、今後の状況の変化に応じて必要な見直しを行います。なお、本文中記載の感染レベルは県の感染警戒レベル（令和3年1月8日発表）に基づくものです。

1 基本的共通事項

- (1) 感染源、感染経路を絶つ。（2-(1)(2)(3)(4)）
- (2) 「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声する密接場面」のいわゆる3つの条件を1つでも避ける。（2-(5)(6)(7)）

2 基本的な感染症対策

(1) 健康観察の徹底

ア 家庭において検温、健康観察を行い、発熱や息苦しさ、強いだるさ等の症状がある児童生徒、教職員は登校（出勤）しないこと。

イ 登校後の体調変化時は必ず検温すること。

ウ 健康観察カードは毎日確認し、*¹未記入や未提出の児童生徒は検温、体調確認をすること。発熱や息苦しさ、強いだるさ等の症状がみられる場合は家庭に連絡し、休養をお願いすること。

*¹未記入や未提出の場合は、教職員が検温、風邪症状等を確認し、健康状態等に問題がある場合のみ保護者へ連絡し、自宅療養させる。

(2) 手洗い・水分補給・うがいの徹底

登校後、始業前、休み時間後、給食前、清掃後、用具や物品等共用したものを使用した後など、30秒程度石鹸を使い丁寧にを行うこと。また、こまめな水分補給やうがいなどを行うなどの工夫を行う。（咽頭へのウイルスの付着を洗い流すため。うがいによる飛沫拡散に注意）

(3) 清掃・消毒の徹底

消毒は、感染源であるウイルスを死滅させ、減少させる効果はありますが、学校生活の中で消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難である。従って、一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により児童生徒等の免疫力を高め、手洗いを徹底することの方が重要である。

このため、下記の「3(3) 普段の清掃・消毒のポイント」を参考としつつ、通常の子清掃活動の中にポイントを絞って消毒の効果を取り入れるようにする。

また、上記に加えて清掃活動とは別に、消毒作業を別途行う場合、消毒用エタノールや次亜塩素酸ソーダ（ナトリウム）・経済産業省の示す新型コロナウイルスに有効な界面活性剤の含まれている製品等によるふき取りを負担のない範囲で行うこと。

(4) 咳エチケットの徹底

学校教育活動においては、近距離での会話や発声等が必要な場面があることから、飛沫を飛ばさないよう、児童生徒等及び教職員、来校者は基本的にマスクを着用する。

ただし、次の場合マスク着用の必要はない。

ア 十分な身体的距離が確保できる場合

イ 熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断される場合

ウ 体育の授業

注 体育の授業におけるマスクの着用については必要ないが、気温・湿度や暑さ指数が高くない日に、呼吸が激しくならない軽度な運動を行う際、児童生徒がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではないが、その際であっても、児童生徒の体調の変化に注意し、必要に応じて他の児童生徒との距離を十分に確保して、マスクを外して休憩するよう指導するなど、感染症対策を講じながら事故防止にも留意すること。また、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症によるリスクがない場合には、マスクを着用する。

文部科学省の事務連絡「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」（令和3年6月11日）より。

(5) 換気の徹底

教室2方向の窓を常時10 cmから20 cm程度開けること。開放できない場合でも30分に1回以上換気すること。エアコン使用時も換気は必要。また、扇風機の併用も有効である。なお、冬季も、気候上可能な限り常時換気に努める。そのため室温低下が予想されるが、室温低下による健康被害が生じないように、暖房器具を適切に使用するとともに児童生徒に暖かい服装を心がけるよう指導し、学校内での保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応する。

(6) 教室における密集回避の徹底

児童生徒の座席の間隔は可能な限り広くとり、基本形は対面とならないようにする。（対面が必要な場面は短時間行うことも可とする）

(7) 集会における密集回避の徹底

人との間隔は、できるだけ2 m（最低1 m）空けること。各種集会を行う場合は、これを基準とし、できる限り短時間で行うこと。

(8) 歯磨き、うがいについて

歯磨き、うがいの飛沫による感染には、特に注意が必要となる。教室内の流しを使用する場合は、近くの席を空ける等、リスクを軽減する工夫をすること。

3 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策

(1) 各教科等について

各教科における「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」として、以下のよう活動が挙げられる（「★」はこの中でも特にリスクの高いもの）。

- ★ 各教科等に共通の活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ★ 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
 - ・ 合唱している児童生徒同士の間隔や、指導者・伴奏者と児童生徒との間隔、発表者と聴いている児童生徒等の間隔は、マスクを着用している場合であっても、前後方向及び左右方向ともにできるだけ2 m（最低1 m）空ける。
 - ・ 立っている児童生徒の飛沫が座っている児童生徒の顔へ付着する飛沫感染のリスクを避けるため、立っている児童生徒と座っている児童生徒が混在しないようにする。
 - ・ 連続した練習時間はできる限り短くする。常時換気を原則とし、窓等を対角方向に開け、十分に換気を行う。飛沫感染に留意し、近距離での大声を徹底的に避ける。
- 図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ★ 家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ★ 体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

【感染レベル4以上】

上記の活動は、感染レベルに応じて、感染症対策を強化し、制限することを検討する。すなわち、これらの活動における、児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っただけの発声」について、極力避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また回数や時間を絞るなどして実施すること。

この場合にも、（★）を付した活動については特にリスクが高いことから、実施について慎重に検討する。

（実施時の留意事項）

- ・ できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはしないこと。
- ・ 器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後手洗いを行わせること。
- ・ 体育の授業に関し、医療的ケア児及び基礎疾患児の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合等は、授業への参加を強制せずに、児童生徒や保護者の意向を尊重すること。
- ・ 体育の授業は、地域の感染状況にもよるが、可能な限り屋外で実施すること。ただし気温が高い日などは、熱中症に注意すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼吸が激しくなるような運動は避けること。

【感染レベル1～3】

上記の「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」については、換気、身体的距離の確保や手洗いなど感染症対策を行った上で実施することを検討する。その際には、感染レベル4以上における留意事項も可能な範囲で参照すること。

【その他】

水泳については、別添資料3の事務連絡（「今年度における学校の水泳授業の取扱いについて」（令和2年5月22日））に基づき、更衣も含めて、密集・密接の場面を避けるなど、感染リスクを下げる対策を講じた上で、実施できるものとする。

(2) 給食等の食事をする場面について

児童生徒等全員の食事の前後の手洗いを徹底。食べる際には、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、黙食あるいは会話時のマスク着用の徹底などの対応が必要である。また、感染状況に応じて、簡易給食を検討する。

(3) 普段の清掃・消毒のポイント

清掃活動は、学校内の環境衛生を保つ上で重要である一方で、共同作業を行うことが多く、また共用の用具等を用いるため、換気の良い状況で、マスクをした上で行うようにする。掃除が終わった後は、必ず石けんを使用して手洗いを行うようにする。

- ・ 清掃用具の劣化や衛生状態及び適切な道具がそろっているかを確認するとともに、使用する家庭用洗剤や消毒液については新型コロナウイルスに対する有効性と使用方法を確認する。
- ・ 床は、通常の清掃活動の範囲で対応し、特別な消毒作業の必要はない。
- ・ 机、椅子についても、特別な消毒作業は必要ないが、衛生環境を良好に保つ観点から、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことも考えられる。
- ・ 大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は1日に1回、水拭きした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く。また、机、椅子と同じく、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことでこれに代替することも可能である。
- ・ トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃を行う。
- ・ 器具・用具や清掃道具など共用する物については、使用の都度消毒を行わなくてよい。ただし、使用前後に必ず手洗いを行うよう指導する。

(4) 休み時間

休み時間中の児童生徒の行動には、教員の目が必ずしも届かないことから、児童生徒本人に感染症対策の考え方を十分理解させるとともに、地域の感染状況及び学校の状況に応じて、休み時間中の行動についての必要なルールを設定することなども含めて指導の工夫をする。

【感染レベル4以上】

トイレ休憩については、混雑しないよう動線を示して実施。また、廊下で滞留しないよう、私語を慎むなどの指導の工夫が必要である。

(5) 登下校

登下校時には、上記の「休み時間」と同様、教員の目が届きづらいことに加えて、特に交通機関やスクールバスへの乗車中は、状況によっては「3つの密」が生じうることを踏まえ、以下のような工夫や指導が必要である。

ア 登下校時については、校門や玄関口等で密集が起らないよう登下校時間帯を分散させる。

イ 集団登下校を行う場合も、密接にならないよう指導する。

ウ 夏期の気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがある。熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先すること。このため人と十分な距離を確保できる場合には、マスクを外すよう指導する。

エ 公共交通機関をやむを得ず利用する場合には、マスクを着用。降車後はできるだけ速やかに手を洗う、顔をできるだけ触らない、触った場合は顔を洗うなどして、接触感染対策などの基本的対策を行うほか、可能であれば乗客が少ない時間帯に利用できるようにするなどの配慮を検討する。

(6) 修学旅行（宿泊行事）について

ア 修学旅行（宿泊行事）の実施については、感染防止を最優先とし、3つの条件が重なることのないよう、学校において適切に判断する。教育的意義や児童生徒の心情にも配慮し、延期を含め可能な限り実施する。

イ 実施の可否判断については、実施日の2週間前（以降も含む）に、松本圏域が感染レベル4以上の場合は中止。目的地（市町村を中心としたエリア）が*²感染レベル4（相当）以上の場合は、目的地の変更または中止。移動経過地のレベルはその場所で降りなければ判断に入れない。できる限り目的地の変更の無いよう、目的地については十分に吟味し検討する。

*²感染レベル4（相当）は県の示す「圏域の感染警戒レベルの引き上げ基準」（令和3年1月8日発表）に準じる。

(7) 各種依頼について

外部講師、ボランティア等外部の依頼を受ける場合、依頼者が感染レベル4（相当）を上回った都道府県や市町村から来た場合は受け入れない。ただし、市内在住の講師は学校長の判断により受け入れることも可能とする。

なお、教育実習については、実習生が直近2週間以上松本市近郊に居住し、その間、感染レベル4（相当）を上回った地域に往来せず、かつ2週間以上健康状態が良好な場合のみ受け入れることとする。

4 感染が広がった場合における対応

(1) 臨時休業

次のいずれかの場合、直ちに臨時休業を行うのではなく、感染者の学校内での活動状況を踏まえ、保健所に臨時休業の実施の必要性について相談し、学級単位、学年単位又は学校全体の臨時休業を設置者が判断する。

ア 児童生徒に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合

イ 教職員に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合

ウ 国の緊急事態宣言を受け、県知事又は市の対策本部長から臨時休業の要請があった場合

ただし、ア・イにおいて、陽性者と該当校との接触がないと判断できる場合、臨時休業を行わないこともある。また、濃厚接触者が保健所から特定され、校内の消毒等が終了した場合は専門機関と相談し、学校を再開できる。

(2) 分散登校

次のいずれかの場合、分散登校とすることもできる。

ア 臨時休業後

イ 国の緊急事態宣言を受け、県知事又は市の対策本部長から臨時休業の要請があった場合、該当地域外の学校

【参考】

学校の全部または一部の臨時休業を行う必要があるかどうかについては、設置者が、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて検討し判断する。学校内で感染が広がっている可能性が高い場合などには、その感染が広がっているおそれの範囲に応じて、学級単位、学年単位又は学校全体を臨時休業とすることが考えられる。(学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル 2020. 12. 3 Ver. 5 第4章 3(1)④) に従い、別紙：臨時休業から登校再開に至るフローチャートに沿って判断する。

(3) 臨時休業時及び学級閉鎖時の学習指導

学習に著しい遅れが生じることのないようにするとともに、規則正しい生活習慣を維持し学校と児童生徒との関係を継続することが重要である。

ア 同時双方向型のウェブ会議システムを活用するなどして、指導計画等を踏まえた教師による学習指導と学習把握を行うことが重要である。なお、緊急時に備え、平常時にも同時双方向型のウェブ会議システムを活用することを推進していく。

イ 学習状況や成果を学校が把握するため、登校日の設定、家庭訪問の実施、電話や電子メール等を活用することが重要である。

ウ 課題を配信する際には、児童生徒の発達の段階や学習状況も踏まえ、適切な内容や量となるように留意する。

エ 臨時休業期間においても学びの継続ができるよう、学びの継続計画を作成する。

オ 臨時休業日が5日以上の場合、児童生徒が臨時休業4日目に端末を学校に取りに来て、5日目からオンライン授業を行うよう努めるものとする。なお参加した日数は参加日数として指導要録に記録する。(臨時休業日に週休日は含まない)

(4) 対応マニュアルの整備

校内で感染が広がった際の学校対応マニュアルを各校で作成する。

5 感染が確認されていないが症状がある場合の対応

- (1) 次のいずれかの場合、出席停止とする。(欠席ではない)
 - ア 児童生徒等に風邪の症状や発熱がある場合
 - イ 児童生徒等に倦怠感や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
 - ウ 上記以外にあって、保護者が出席させることに不安を感じた場合
- (2) 教職員においては上記(1)ア・イの場合、出勤しない。
- (3) 症状がなくなるまでは自宅で休養する。

6 濃厚接触者への対応

児童生徒が感染者の*³濃厚接触者に特定された場合は、その後陰性が判断されたとしても、感染者と最後に濃厚接触した翌日から2週間、または、保健所の示す期間出席停止とする。休業期間中にあっては自宅待機とする。

- *³濃厚接触者
- ① 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触があった者
 - ② 適切な感染防護なしに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
 - ③ 患者（確定例）の気道分泌物もしくは体液等の汚染物質に直接接触した可能性が高い者
 - ④ 手で触れることの出来る距離（目安として1m）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者

7 接触者への対応

児童生徒が感染者の*⁴接触者に特定された場合は、その状況について学校に連絡をするよう依頼する。また、保護者からの申し出により、登校を見合わせる場合は、出席停止として扱う。

接触者及び感染疑いによりPCR検査を受ける場合、非感染が確認されるまで、学校関係者は出席停止となる。(陰性が判断された場合は、次の日から登校ができる)

- *⁴接触者 保健所の疫学調査により感染者と接触の度合いが濃厚接触者に当たらないが、必要に応じて検査・健康観察が必要と保健所が認めた者

8 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒について

医療的ケアが日常的に必要な児童生徒、あるいは糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患のある児童生徒、その他重症化するリスクが高い児童生徒は、主治医と相談の上、個別に登校の判断をする。欠席する場合は、「出席停止」とする。

9 その他出席停止等の扱いについて

- (1) 保護者から感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等については、生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしないなどの柔軟な取扱いも可能である。その判断に当たっては、特に小中学生は就学義務も踏まえ、児童生徒の学びが保障されるよう配慮すること。
- (2) 同居者が濃厚接触者及び接触者として判断され、PCR 検査を受ける場合、児童生徒は出席停止の措置を取る。なお同居者の非感染（陰性）が確認されれば、登校は可能となる。ただし、保健所の指示があれば、同居者が接触者として PCR 検査を受けたとしても、教育委員会と協議の上、登校を可能とする場合もある。
- (3) 松本市及び松本圏域が感染レベル 4 以上に指定された場合
 - ア 同居の家族に*⁵発熱等の風邪の症状がみられるときには、児童生徒の出席停止の措置を取る。
 - イ 児童生徒が*⁵発熱等の風邪症状で早退する場合、早退者の兄弟の状況を学校間でも連絡し合い、早退者の兄弟も早退させるものとする。

*⁵発熱等の風邪の症状 医師による新型コロナウイルスに感染していないと診断された発熱等は含まないものとする。

10 海外及び県外に滞在歴のある児童生徒等の対応について

(1) 海外

政府の水際対策の取組みとして一定期間自宅等での待機の要請の対象となっている者は、当該待機の期間を経ていることを確認した上で、健康状態に問題がなければ登校させて構わない。

なお待機期間は、「新型コロナウイルス感染症の疑いによる出席停止」として出席停止扱いにする。

(2) 県外

県の基本的対処方針により対応する。なお、緊急事態宣言区域やまん延防止区域に、重要かつ緊急な用事（転入、各種大会、冠婚葬祭等）で往来した*⁶児童生徒は、徹底した健康観察を行い、健康に問題が無ければ往来した次の日から登校を可能とする。また、感染地域を往来したため感染不安で欠席する場合は、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として出席停止扱いにする。また、往来したため PCR 検査を受ける場合も、結果が出るまでの期間も同様に登校は可能とする。

*⁶重要かつ緊急な用事で往来した学校職員の扱いも同様とする。

11 週休日の土曜日の扱いについて

補充のための授業を行う時数を確保するために、週休日の土曜日に授業を行うことも可能である。なお、週休日の土曜日に授業を行う場合には、教職員の勤務日及び勤務時間について、各地方公共団体の条例に則り、適切に振替を行うことが必要となる。

12 罹患者に対する差別・偏見について

学校関係者に感染が確認された場合には、感染者や濃厚接触者である児童生徒等が、差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などの対象にならぬよう、十分な配慮・注意が必要である。起こってからではなく、起こる前に指導を行うことが重要であることから、年1回は差別・偏見について考える授業を行うものとする。

13 予防接種・副反応の対応について

(1) 児童生徒が医療機関等においてワクチン接種を受ける場合の出欠の取扱い

ア 接種のため早退する場合は早退とせず出席とする。

イ 接種のため遅刻する場合は遅刻とせず出席とする。

ウ 接種のため欠席する場合は校長が出席しなくてもよいと認めた日とし、出席停止扱いとする。

(2) 副反応が出た場合の児童生徒の出欠の取扱い

ア 副反応で早退の場合は早退とせず出席とする。

イ 副反応で遅刻の場合は遅刻とせず出席とする。

ウ 副反応で欠席の場合は学校保健法第19条の規定に基づく出席停止とする（新型コロナウイルス感染症の疑いによる出席停止）。

14 保護者より感染者報告を受けた場合について

(1) 臨時休業の範囲については、保健所の助言をもとに、「臨時休業に至るフローチャート」

に基づき、学校長と相談しながら、教育委員会が判断する。そのため、学校は速やかに保健所の調査に協力する。

(2) 関係部署への報告や児童生徒及び保護者に情報提供を行うことになるが、個人情報の管理には十分に留意する。